

福岡県公報

平成22年8月4日
第3143号

目次

告示(第1298号 - 第1314号)

生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	1
生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
換地を定めない土地の指定	(農村整備課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	5
救急病院の認定	(医療指導課)	6

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
公 告			
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	7
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	7
正 誤			
都市計画事業の事業計画の変更の認可(平成17年3月福岡県告示第665号)中正誤		8

告 示

福岡県告示第1298号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
宰介薬25	中央薬局おおざの店	太宰府市大佐野4丁目16-1	22・4・1	居管・予居管
直居93	デイサービスひまわり	直方市大字頓野1983-1	22・6・1	通介・予通介
飯居263	ヘルパーステーション優愛	飯塚市椿170-8	22・7・1	訪介・予訪介
八女居78	デイサービス里心	八女市黒木町木屋7556-1	22・2・1	通介・予通介
八女支24	里心ケアプランセンター	八女市黒木町木屋7556-1	22・6・1	居支
小居32	株式会社すけっと	小郡市小郡正尻1572-1	22・6・1	福用・福販・予福用・予福販

筑紫居52	訪問介護りんどう	筑紫野市大字山口3181 - 13	22・6・1	訪介・居支・予訪介
粕支23	ケアプランセンターぬくもり	糟屋郡粕屋町大字仲原2108 - 8	22・7・1	居支
宗遠居7	ヘルパーステーショントラスト	遠賀郡水巻町吉田団地59 - 1	22・7・1	訪介・予訪介
大野居51	ヒューマンライフケア大野城の宿	大野城市中3丁目1 - 37	22・7・1	小居・予小居
大野居52	ヒューマンライフケア大野城の宿	大野城市中3丁目1 - 37	22・7・1	認共・予認共
田川居189	グループホームマルミ赤村	田川郡赤村大字内田小柳山2223 - 27	18・4・1	認共・予認共

福岡県告示第1299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
中介業42	なの花薬局	中間市大字垣生字村179 - 10	中間市大字垣生179 - 10	22・6・2
小居26	アップルハート小郡ケアセンター	小郡市祇園2丁目4 - 7	小郡市稲吉1350 - 10	20・7・24
小支10	アップルハート小郡ケアセンター	小郡市祇園2丁目4 - 7	小郡市稲吉1350 - 10	20・7・24

遠居73	ゆめの里デイサービスセンター	遠賀郡遠賀町松の本4丁目1 - 28	遠賀郡遠賀町大字虫生津692 - 6	19・11・26
------	----------------	--------------------	--------------------	----------

福岡県告示第1300号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大野居30	ヒューマンライフケア大野城の宿	大野城市中3丁目1 - 37	22・6・30
大野居31	ヒューマンライフケア大野城の宿	大野城市中3丁目1 - 37	22・6・30

福岡県告示第1301号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 グルメシティ上白水店

(2) 所在地 福岡県春日市上白水四丁目3番地 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1302号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 グルメシティ大土居店

(2) 所在地 福岡県春日市昇町7丁目65番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1303号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー須恵店

(2) 所在地 福岡県粕屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1304号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 GRAND MALL

(2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目13番1号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業唐原地区第1換地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
上毛町	下唐原		1171番1	田	1521のうち11
上毛町	下唐原		1174番2	田	634のうち16

福岡県告示第1306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築 県 道	苅 田 採 銅 所 線		前	京都郡苅田町大字馬場425番1先から 京都郡苅田町大字馬場1038番1先まで	5.0 ~ 17.2	251.6
			前	同上	7.0 ~ 29.5	259.6
			後	同上	5.0 ~ 17.2	251.6
			後	同上	7.0 ~ 20.0	283.0
			前	築上郡築上町大字寒田431番先から 築上郡築上町大字寒田1716番1先まで	5.5 ~ 9.6	333.0
			後	同上	5.5 ~ 9.6	333.0
	後	同上	7.6 ~ 26.4	316.0		
		寒 田 下 別 府 線				

上ノ河内 有 安 線	前	築上郡築上町大字上ノ河内1145番7先から 築上郡築上町大字有安458番5先まで	4.0 ~ 24.8	824.2
	後	同上	11.0 ~ 46.0	824.2
	後	築上郡築上町大字上ノ河内1145番7先から 築上郡築上町大字有安458番4先まで	11.0 ~ 46.0	755.5

福岡県告示第1307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年8月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	苅 田 採 銅 所 線	京都郡苅田町大字馬場425番1先から 京都郡苅田町大字馬場1038番1先まで

福岡県告示第1308号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ウエルタ新宮
(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1309号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年7月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人文化財保存活用支援センター

(2) 代表者の氏名

森田 レイ子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市青山一丁目36番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本各地に存在する文化財の発掘、調査、研究に関する専門的・技術的援助に関する事業を行うことにより、貴重な歴史的遺産を後世に残し、日本の歴史・文化の啓蒙に努めることを目的とする。

福岡県告示第1310号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字滝ヶ下2620番5、2620番14、2621番2及び2621番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区松島3丁目1番34号

パシフィックジャパン株式会社

代表取締役 牟田 みどり

福岡県告示第1311号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市中尾一丁目3749番1、3749番15、3749番16、3752番1、3752番3、3752番12から3752番16まで及び3752番24から3752番30まで並びに大字中間字中尾10009番13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市大門71番地2

水崎 千枝

福岡県告示第1312号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 区域の名称 猿喰（B）

2 区域の所在地 北九州市門司区大字猿喰字間谷

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から6号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と6号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区	大字	字	地番	標柱番号
北九州	門司	猿喰	間谷	1370番	1号
				1374番	2号
				151番	3号
				150番地先道路敷	4号
				102番1	5号
				104番	6号

福岡県告示第1313号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

医療機関の名称	所在地	有効期間
八木病院	福岡市東区馬出2-21-25	平成22年8月1日から 平成25年7月31日まで
九州大学病院	福岡市東区馬出3-1-1	
成田整形外科病院	福岡市博多区住吉4-30-42	
友田病院	福岡市博多区諸岡4-28-24	
社会医療法人社団至誠会木村病院	福岡市博多区千代2-13-19	
千鳥橋病院	福岡市博多区千代5-18-1	
福岡県済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神1-3-46	
溝口外科整形外科病院	福岡市中央区天神4-6-25	

那珂川病院	福岡市南区向新町2-17-17
福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3-1-1
医療法人西福岡病院	福岡市西区生の松原3-18-8
医療法人白十字会白十字病院	福岡市西区石丸3-2-1
医療法人社団朝菊会昭和病院	福岡市西区大字徳永字大町911-1
福岡鳥飼病院	福岡市城南区鳥飼6-8-5
福岡記念病院	福岡市早良区西新1-1-35
吉村病院	福岡市早良区西新3-11-27
医療法人社団三誠会ひまわり病院	糟屋郡粕屋町大字仲原88-1
蜂須賀病院	宗像市野坂2650
筑後市立病院	筑後市大字和泉917-1
明治記念病院	飯塚市川津360-3
健康保険直方中央病院	直方市大字感田523-5
福岡新水巻病院	遠賀郡水巻町立屋敷1-2-1

福岡県告示第1314号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市秋松字上江野882-1、883-1、884-1、889-1、890-1及び1110の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市平恒1番地13

平和開発株式会社

代表取締役 安部 博

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成22年7月21日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社 武土木建設	朝倉郡筑前町東小田 1935 - 1	武田 展彦	平成20年9月30日 福岡県知事許可（般 - 20） 第98421号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成22年8月4日から平成22年8月10日までの7日間

4 処分の原因となった事実

有限会社武土木建設は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定による特定建設業の許可を受けずに同号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年8月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成22年7月21日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 原口組	朝倉郡筑前町高上812	原口 政信	平成18年6月12日 福岡県知事許可（般 - 18） 第26994号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成22年8月4日から平成22年9月9日までの37日間

4 処分の原因となった事実

株式会社原口組は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定による特定建設業の許可を受けずに同号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

また、同社は、平成21年6月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、同号に該当する。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
17・3・30	2369	告示	665	9			14		変更なし	なし